

会社は、私たち分会に対して、職場での基本的な組合活動（ピラマキ、集会、掲示等）を一切認めようとしません。そこで出勤時の門前ピラマキを行なっています。ご理解、ご協力をお願いします。

全国一般石川地方労働組合大同テクノ分会
大同テクノ分会 組合ニュース

2011・9・1 発行
全国一般石川地方労働組合
〒920-0025 金沢市駅西本町 3-13-5

不当判決に抗議する！ 生活と権利を守るために、がんばろう！ —近日中に控訴！裁判闘争続行！引き続き闘います—

私たちは、親会社・大同工業の正社員としての雇用、賃金格差の解消などを求めて、2年半に及ぶ裁判闘争に取り組み、8月30日（火）、判決が出ました。裁判では、職場の実態を明らかにしてきました。会社が違法な派遣を常態化させていること、請負と言っても名前ばかりの偽装請負ではないこと、何より、大同テクノ社員は大同工業正社員と同じ職場で同じ仕事をしてがんばっていることを法廷でも証言してきました。大同テクノは、会社（大同工業）が労働者の賃金・労働条件を下げるために作ったものでしかないことも、明らかにしてきました。

判決では、本当に悔しい限りですが、親会社正社員としての雇用や賃金格差の解消などは認められませんでした。しかし同時に、派遣法違反、偽装請負、派遣職場と請負職場が一体化していることなどが、判決内容で認められています。

違法派遣、偽装請負などが判決で明らかに！ —監督官庁の指導対象、損害賠償など法的責任にもふれる—

【偽装請負】

「請負職場に被告（大同工業）の従業員が現れて、テクノ作業員に対し、細かな作業方法について依頼や要望あるいは支持的な要請が直接されたり、被告（大同工業）の従業員と共に請負職場に属するテクノ作業員が朝礼ないし集会に参加したことがあったなど、両職場（大同工業とテクノの請負）の区別は必ずしも厳然と区別されていなかった」（判決 P.22）

「両職場の区別は、必ずしも厳然と区別されていなかった点については、監督行政庁の指導を受け、あるいは法的責任を問われる余地のあることは否定できない」（判決 P.30）

【違法派遣】

「派遣法所定の手続きに則って就労条件を通知していたわけではないなど、派遣法所定の手続きを必ずしも遵守していなかった」「直接雇用の申し入れをすべき場合であっても、これまで被告（大同工業）との間での直接雇用の申し出を行ったことはない。…派遣法の規定を完全に遵守していたとは認められない」（判決 P.26）

「これ（違法派遣）が行政庁による監督・指導等の対象となったり、損害賠償等の法的責任を構成

する余地のあること…」（判決 P.29）

【請負職場と派遣職場の混在、一体化】

「請負職場と派遣職場の区別が必ずしも徹底されず…請負職場と派遣職場が一時的部分的に混在するような事態も存したことが窺われる」（判決 P.29）

しかし、判決では、これらの違法行為がたとえあったとしても、「特段の事情のない限り、そのことだけによっては派遣労働者と派遣元との間の労働契約は無効になることはない」と解すべきである（最高裁平成 21 年 12 月 18 日…）」（判決 P.27）、「直ちに原告と被告（大同工業）との間で労働契約関係が成立するものではない」（判決 P.28）と結論しています。

派遣労働者の権利を認める画期的な松下 PDP 事件の大阪高裁判決が、しかし 2 年前に最高裁で逆転されました。今回の判決は、この労働者に不利な最高裁判決を結論だけあてはめて、私たちの請求を認めないという結論ありきで作られているのです。だからこそ、私たちの弁護団も「安易に最高裁判決に追随した不当判決」と言われているのです。

日本全体の労働運動が力強さを失っています。非正規や子会社の労働者の闘いはさらに小さく弱いのが現状です。闘いたくても闘えない労働者はたくさんいます。そうした全国の仲間の先頭に立って、私たちは引き続き、がんばります。ご理解とご協力をお願いします。

労働条件を守るのは職場の力！ 福田工場・金型管理の三交替導入を止めています

現在、会社・大同テクノは、福田工場の金型管理で三交替勤務の導入を計画しています。金型管理の職場では、これまでの三交替の経験から、生活のリズムが崩れる、家庭の事情でとても応じられない、体（健康）がもたないなどの声があがり、現在、三交替の導入をおしとどめています。私たち全国一般大同テクノ分会では、この問題について団体交渉を要求し、文書での抗議や申し入れも連続的に行なっています。

働く者の生活、権利、労働条件は、職場からの闘いをつくってこそ、目に見える声をあげることなしには守れません。そしてその闘いをつくれるのは唯一、労働組合だけです。これからも、私たち全国一般大同テクノ分会は、労働者の生活、権利、労働条件を守り向上させるために奮闘します。ともにがんばりましょう。

連絡先 分会長：花澤 尚巳（本社工場・第一製造課包装係。携帯 090-1393-2883）
書記長：北 義裕（本社工場・第一製造課包装係。携帯 080-6353-6161）
全国一般労働組合 Tel：076-262-0724 e-mail：JDZ03510@nifty.ne.jp

派遣労働者側の請求棄却

金沢地裁 大同工業訴訟で判決
違法な派遣、請負業 派遣労働者として働く手
務をさせたとして、大 会社の大同テクノ(同
工業(加賀市)で派 市の従業員8人が
大同工業の正社員として
の地位確認などを求
めた訴訟の判決で、金
沢地裁は30日、原告の
請求を棄却した。
判決理由で中山誠一
裁判官は、原告と労働
契約を結ぶ大同テクノ
が就労条件の明示な
ど派遣法で定められ
た手続を固守して
いなかったと認めたと
の、「契約は特段の
事情がない限り無効に
ならず、大同工業との
労働契約と同視するこ
とはできない」と述べ
た。
原告は控訴する意向
を示している。

2011.8.31 北國

正社員地位認めず

子会社社員の請求棄却

地裁 判決
産業機械メーカー「大同
工業」(本社・加賀市)の
子会社で働く社員ら8人
が、親会社の指示・命令の
下で働かされるのは偽装請
負などにあたり違法だとし
て、大同工業に正社員とし
ての地位確認と過去の給料
との差額計約1770万円
の支払いを求めた訴訟の判
決が30日、金沢地裁であ
り、中山誠一裁判官は原告
の請求を棄却した。
訴訟によると、原告は2
004〜07年、大同工業の
子会社「大同テクノ」に採
用された社員。「勤務の実
態は親会社の社員から指示
を受けて派遣や請負で働く
」も「はら派遣」の状態
と主張していた。
判決は、原告らは子会社
と労働契約を結んでおり、
「親会社との間で明示の労
働契約が成立してはな
らぬ」として、原告
の訴えを退けた。
判決後に原告や弁護団は
金沢市で記者会見。原告の
男性(39)は、「判決には憤
りを感じる。全国の派遣労
働者の先頭に立ってがんば
り続けたい」と話した。近
く控訴する予定。
(目黒隆之)



判決を受けて会見する弁護団と原告ら＝金沢市大手町

原告8人の請求棄却

地裁 判決
大同工業偽装請負訴訟
産業機械メーカーで
東証1部上場の「大同
工業」(本社・加賀市)
の100多子会社「大
同テクノ」の社員8人
が、親会社の工場で、
親会社の指揮・命令を
受けながら働いていた
のは偽装請負に当たる
として、大同工業に対
しての地位確認などを求
めた訴訟の判決が30
年「大同テクノ」の正
社員として採用。加賀
市内の工場で「本工
」と呼ばれる親会社の社
員とともに自動車部品
の製造などに従事し
た。本工と大同テクノ
の従業員との間に作業
上の区別はないが、賃
金は本工の方が高い。
判決後、会見した原
告の北條裕さん(39)は
小松市は、「同じ仕
事なのに本工と雇用形
態が違うことに毎日疑
問を感じ、裁判に踏み
切った。現場の実態を
見ない判決に憤りを感じ
る」と話した。
【松井蓮】

「偽装請負」と認めず

金沢地裁 原告側の請求棄却

石川県加賀市の大手
チェンソーメーカー「大
同工業」で派遣や請負
労働者として働く8人が、
社の従業員8人が、同
社に対して正社員とし
ての雇用契約上の地位
確認と、社員として受
け取るべき賃金と現状
との差額など総額約千
七百万円を求めた訴訟
の判決で、金沢地裁は
断し「大同工業と原告
との間に暗黙の労働契
約が成立してはな
らぬ」として、原告の
請求を棄却した。
中山誠一裁判官は
「現場で指摘し、原告
らの具体的な就業態
様の決められた場にお
ける「偽装請負」の状
態で働かされていたと
指摘。大同工業との間
に雇用関係が認められ
るべきだと主張してい
た。
判決後に会見した原
告代表の花沢尚巳さん
(36)は「法律を信じて
やってきたが、詐欺に
あったような気持ち。
全国の労働者の先駆け
となるよう闘いたい」
と話した。弁護団は
「安易に裁判判決に
追随した『判決』と
訴えた。

大同工業訴訟 従業員側が敗訴

バイクや自動車など産業
用チェーンのメーカー「大
同工業」(加賀市)子会社
は記者会見で、「派遣や請
負もなく、混然とした中
の正社員地位にあると
の確信と、正社員より不
正に低く抑えられた賃金
額分の支払いなどを求め
た訴訟の判決が30日、金
沢地裁であり、中山誠一
判決後、原告側は控訴す
るべきだと主張し、会
同パ
「不正判決」と訴える現場の
主張が認められず、



主張が認められず、会
同パ
「不正判決」と訴える現場の